

2020年6月吉日

株主各位

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長 大村日出雄

新型コロナウイルス感染症 拡大防止へのご協力のお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社は6月26日に第56期定時株主総会を開催いたしますが、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことをご推奨申しあげます。

なお、株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮した進行を予定しております。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

証券コード 3953
2020年6月11日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長 大村日出雄

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地

大村紙業株式会社 包装設計デザイン研究所2階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ohmurashigyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔2019年4月1日から〕
〔2020年3月31日まで〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業業績のもと、雇用情勢や所得環境が改善されるなかで、穏やかな回復基調のうちに推移しました。しかしながら、消費税の引き上げ、自然災害の発生さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響により年度終盤には景気の急減速が見られました。

この様な経済環境の中、当業界におきましては、全国段ボール生産量は前期比99.6%となりました。

一方、当社の主原料であります原紙は2年連続の大幅な値上げがあり、これを受けて製品価格の改定に取り組んでまいりました結果、ある程度の成果を得たことと当事業年度の設備投資を削減・延期したことにより下記の様になりました。

その結果、段ボールシート54百万m²（前期比7.1%減）、段ボールケース33百万m²（前期比11.7%減）となりました。売上高は5,262百万円（前期比0.9%増）となりました。利益面におきましては、経常利益321百万円（前期比57.8%増）となり、当期純利益153百万円（前期比26.4%増）となりました。

販売品目別の概況は次のとおりであります。

① 段ボールシート

売上高は1,147百万円（前期比13.2%増）

総売上高に占める割合は21.8%です。

② 段ボールケース

売上高は3,267百万円（前期比4.1%減）

総売上高に占める割合は62.1%です。

③ ラベル

売上高は169百万円（前期比2.5%減）

総売上高に占める割合は3.2%です。

④ その他（主に包装資材）

売上高は677百万円（前期比9.2%増）

総売上高に占める割合は12.9%です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、主にコルゲート部門の機械装置と車両運搬具の入替等により、総額93百万円あります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度設備資金につきましては、自己資金で賄いました。

なお、当事業年度の新規資金調達はありませんでした。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第53期 2017年3月期	第54期 2018年3月期	第55期 2019年3月期	第56期 (当期) 2020年3月期
売上高	4,969	5,029	5,215	5,262
経常利益	400	286	203	321
当期純利益	247	173	121	153
1株当たり当期純利益(円)	51.45	36.07	25.28	31.96
純資産	5,043	5,170	5,232	5,328
総資産	7,211	7,502	7,481	7,598

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等の状況

当社の親会社等は、サンオオムラ株式会社と大村日出雄であります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等であるサンオオムラ株式会社との取引に当たっては、保険会社との契約に基づいており、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本としております。また、大村日出雄との不動産賃貸借取引については、不動産鑑定士の鑑定に基づいております。当社取締役会は、同社及び同氏との取引が、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(6) 会社の対処すべき課題

当社は全員が「経営参画」をモットーに日々努力をしておりますが、個々の事業部においては売上面及び利益面でさらなる向上を図ります。

なお、年明け以降、世界各地で新型コロナウイルスの感染が見られる中、外出制限や感染拡大防止策がとられました。その結果、各国の経済活動が大幅に制限され、世界経済の急激な縮小、金融市場の混乱、原油相場の大幅な下落等が発生している現状です。日本も政府や自治体から緊急事態宣言が発令され、人の外出自粛や業種によっては休業要請等日本経済に大きな打撃が出ている状況です。この先徐々に終息には向かうとは思いますが日本経済が立ち直るのには相当時間がかかることも予想されます。

この様な状況の下、当社はお客様の段ボールニーズに対し、早さと的確さでいち早く答え、新型コロナウイルス対策に配慮した商品の開発も行っております。また、前事業年度の設備投資の削減・延期分を今事業年度に実施し設備の更新を図ってまいります。

また、各部門の課題ですが、配送部門は配送効率向上を目標に掲げ、各車両の積載率アップにより早出、残業の短縮を図り、安全・安心な運転を目指します。製造部門は、コスト意識を高め、効率の良い製造部門を目指しております。また、技術面におきましても、きめ細かな育成を行っております。さらに、T V会議及び品質委員会・生産性向上委員会の活動を通して、各事業部で発生した製造の問題点を全社的に共有することで品質及び生産性の向上にも努めております。管理部門は、内部監査を行いながら現在の本社集中管理システムをより充実させる体制の確立を目指しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 段ボールシート製造販売
- ② 段ボールケース製造販売
- ③ シール、ラベルの製造販売
- ④ 版・型の製造販売
- ⑤ デザイン・ディスプレイ関係の請負

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県茅ヶ崎市	仙台事業部	宮城県岩沼市
湘南事業部	神奈川県茅ヶ崎市	レーベル栃木事業部	栃木県大田原市
東北事業部	福島県二本松市	京都事業部	京都府南丹市
大阪事業部	大阪府堺市	埼玉事業部	埼玉県本庄市
栃木事業部	栃木県那須塩原市	千葉事業部	千葉県柏市
静岡事業部	静岡県富士市	レーベル埼玉事業部	埼玉県本庄市
三重事業部	三重県伊賀市	包装設計デザイン研究所	神奈川県茅ヶ崎市
茨城事業部	茨城県結城市		

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

区 分	使 用 人 数	使 用 人 数 前期末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
男 性	194名	減 1名	45.5歳	12.4年
女 性	23名	減 1名	51.5歳	16.7年
計又は平均	217名	減 2名	46.0歳	12.8年

(注) 上記使用人数の中には、臨時従業員（パートタイマー）14名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,884,000株
- (3) 株 主 数 1,740名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サンオオムラ株式会社	1,413千株	29.36%
大 村 日 出 雄	925	19.24
大 村 八 重 子	903	18.76
株 式 会 社 横 浜 銀 行	194	4.04
大 村 紙 業 取 引 先 持 株 会	132	2.74
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	119	2.48
大 村 慶 子	70	1.46
大 村 紙 業 社 員 持 株 会	66	1.39
大 村 日 出 子	52	1.09
藤 原 司 乃 部	52	1.09

(注) 1. 当社は、自己株式を72千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 村 日 出 雄	
専務取締役	牧 山 光 人	営業本部長
取締役	八 卷 和 彦	管理本部長
取締役	日 野 一 彦	千葉事業部長
取締役	鈴 木 孝 明	税理士鈴木孝明事務所所長
監査役(常勤)	花 田 豊	
監査役	菅 原 宗 男	
監査役	関 谷 隆	

(注) 1. 取締役鈴木孝明は、社外取締役であります。

2. 監査役菅原宗男及び監査役関谷 隆は、社外監査役であります。

3. 監査役菅原宗男及び監査役関谷 隆は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役鈴木孝明、監査役菅原宗男及び関谷 隆を東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	104,787千円 (486)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	9,690千円 (972)
合計 (うち社外役員)	8名 (3)	114,477千円 (1,458)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,779千円（取締役5名に対し9,361千円（うち社外取締役1名に対し24千円）、監査役3名に対し417千円（うち社外監査役2名に対し48千円））。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

鈴木孝明は、当社と顧問契約を締結している税理士鈴木孝明税理士事務所の所長をしておりますが、当該顧問契約は鈴木孝明個人との契約ではなく、また、当該顧問料は多額とは言えず、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反の怖れはないものと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
鈴木孝明	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
菅原宗男	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回出席	当事業年度開催の監査役会11回のうち9回出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。
関谷 隆	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席	当事業年度開催の監査役会11回のうち11回出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 内部統制システムによる運用状況の監査は代表取締役の指示に基づき業務執行を行う。
 2. 業務活動の全般に関し方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について監査を実施し改善する部分が見受けられる場合は具体的な助言・勧告を行う。
 3. 諸規程及び各業務のマニュアル遵守の状況を検証する。
 4. 職務権限規程による業務執行とし内部牽制システムの確立を図る。
 5. 経営の透明性と法令遵守の観点から日常発生する法律問題に関しては常に弁護士より助言、指導を受けられる体制をとる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行う。
 2. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底するため主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
 3. 情報漏洩・不正アクセス等防止のためアクセス可能者の制限及びパスワード管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 2. 重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
 3. 新たに生じたリスクへの対応に応じて、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 4. 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役の取引、関係会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会規程による決議事項が発生した場合は定例取締役会に報告し審議を行う。
 2. 定例取締役会を毎月開催し事業部経営の意思決定及び監督の機能状況の報告審議を行う。
 3. 「迅速かつ適正な経営」を行うため毎月経営企画会議を開催し（特に必要な場合は随時開催）経営課題の検討や報告を行う。
 4. 業務の運営については将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①に準ずる。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社と関係会社の利益が、実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議したうえで決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 1. 現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はいないが、今後必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。その人事について取締役と監査役が意見交換する。
 2. 監査役補助者は業務の執行に係る役職は兼務しない。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役は、補助者の人事異動について人事担当より事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れる事ができる体制をとる。
 2. 監査役補助者の人事考課は監査役が行い、異動・懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は下記事項を報告する。
 1. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定事項
 2. 当社の業績状況
 3. 経営企画会議で審議・報告された案件
 4. 内部監査の結果
 5. 品質の欠陥に関する事項
 6. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制
監査役に報告した者に対しては、相談または通報したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 常勤監査役は社内において実施される会議に参加できる。
 2. 常勤監査役と代表取締役との間に定期的な意見交換会を設定する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力および団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正処置を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス
従業員に対し、統括職会議を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、毎月、社内報を発行し、従業員に対する周知を継続的に行っております。さらに、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方の基に、神奈川県企業防衛対策協議会に参加しております。
- ② リスク管理体制
毎月開催される経営企画会議にて、審議した事項を、後日開催される統括職会議にて発表及び推進し、従業員への周知を図りました。
- ③ 内部監査体制
内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正化を努めました。
- ④ 財務報告に係る内部統制
財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を実施いたしました。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,238,321	流動負債	1,680,648
現金及び預金	3,657,244	支払手形	1,048,579
受取手形	501,215	買掛金	209,897
売掛金	711,315	リース債務	35,181
商品及び製品	53,158	未払金	45,574
原材料及び貯蔵品	305,315	未払費用	61,914
前払費用	9,771	未払法人税等	94,055
その他の	2,726	未払消費税等	63,397
貸倒引当金	△ 2,425	賞与引当金	80,849
固定資産	2,359,853	設備関係手形	34,439
有形固定資産	2,098,396	その他の	6,760
建物	276,964	固定負債	589,156
構築物	6,874	退職給付引当金	140,782
機械及び装置	339,626	役員退職慰労引当金	431,474
車両運搬具	37,656	その他の	16,900
工具器具及び備品	15,842	負債合計	2,269,805
土地	1,391,532	純資産の部	
リース資産	27,500	株主資本	5,316,450
建設仮勘定	2,400	資本金	554,000
無形固定資産	11,849	資本剰余金	566,030
借地権	4,510	資本準備金	566,030
ソフトウェア	2,426	利益剰余金	4,237,450
その他の	4,912	利益準備金	63,068
投資その他の資産	249,608	その他利益剰余金	4,174,382
投資有価証券	166,436	別途積立金	1,000,000
出資金	30	繰越利益剰余金	3,174,382
従業員長期貸付金	1,160	自己株式	△ 41,030
破産更生債権等	5,100	評価・換算差額等	11,919
繰延税金資産	75,140	その他有価証券	11,919
その他の	6,840	評価差額金	
貸倒引当金	△ 5,100	純資産合計	5,328,369
資産合計	7,598,175	負債純資産合計	7,598,175

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2019年4月1日から〕
〔2020年3月31日まで〕

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,262,991
売 上 原 価	3,814,509
売 上 総 利 益	1,448,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,136,029
営 業 利 益	312,452
営 業 外 収 益	14,543
営 業 外 費 用	5,987
経 常 利 益	321,008
特 別 損 失	46,363
固 定 資 産 除 却 損	3,053
減 損 損 失	43,310
税 引 前 当 期 純 利 益	274,644
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	120,989
法 人 税 等 調 整 額	△148
当 期 純 利 益	153,802

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2019年4月1日から
2020年3月31日まで〕

(単位：千円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金			別途積立金	繰越利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	3,068,696	4,131,764	△41,030	5,210,764		
当期変動額											
剰余金の配当						△48,116	△48,116		△48,116		
当期純利益						153,802	153,802		153,802		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	105,686	105,686	－	105,686		
当期末残高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	3,174,382	4,237,450	△41,030	5,316,450		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	22,000	22,000	5,232,764
当期変動額			
剰余金の配当			△48,116
当期純利益			153,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,081	△10,081	△10,081
当期変動額合計	△10,081	△10,081	95,605
当期末残高	11,919	11,919	5,328,369

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産は除く）

定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

その他 4年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,767,508千円
上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 圧縮記帳
機械及び装置について、圧縮記帳額11,092千円が取得原価から控除されております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 24,874千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 4,884,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数
普通株式 72,324株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	48,116	10.00	2019年3月31日	2019年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,116	10.00	2020年3月31日	2020年6月29日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金繰入額	129,010千円
退職給付引当金繰入超過額	42,094千円
賞与引当金繰入超過額	27,802千円
減損損失	12,949千円
その他	22,850千円
繰延税金資産小計	234,707千円
評価性引当額	△155,969千円
繰延税金資産合計	78,738千円
繰延税金負債	
投資有価証券評価差額金	△ 3,597千円
繰延税金負債合計	△ 3,597千円
繰延税金資産の純額	75,140千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な取引は行わず、金融機関への預金等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、取引開始の際に信用調査を行い適正な与信限度額を定めております。投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、各事業部の営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うことにより財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に上場株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権で、特定の大口顧客はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,657,244千円	3,657,244千円	-一千円
(2) 受取手形（*）	500,213	500,213	-
(3) 売掛金（*）	709,892	709,892	-
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	165,686	165,686	-
資産 計	5,033,037	5,033,037	-
(1) 支払手形	1,048,579	1,048,579	-
(2) 買掛金	209,897	209,897	-
(3) リース債務	35,181	35,189	8
負債 計	1,293,658	1,293,666	8

（*）貸倒引当金を控除した額で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、リース取引を行った場合で想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式	貸借対照表計上額 750千円
-------	-------------------

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	35,181	—	—	—	—	—
合計	35,181	—	—	—	—	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	サンオオムラ 株式会社	218,000	保険代理 業他	(被所有) 直接29.37	損害保険の 取引	損害保険 料の支払	24,874	前払費用	2,353
								未払金	815

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額等については、保険会社との契約に基づいております。

2. 取引金額及び期末残高に消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大村日出雄	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接19.24	不動産の 賃貸借	賃借料 の支払	84,960	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料については不動産鑑定士の鑑定に基づいて決定しております。

2. 取引金額に消費税等は含まれおりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,107円38銭

(2) 1株当たり当期純利益

31円96銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

大村紙業株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員	公認会計士 川崎 浩	印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士 岡本 悟	印
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大村紙業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

大村紙業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 花 田 豊 印

監 査 役 菅 原 宗 男 印

監 査 役 関 谷 隆 印

(注) 監査役菅原宗男及び関谷 隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第56期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株当たり普通配当10円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は48,116,760円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）の任期が満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	おおむらひでの 大村日出雄 (1937年11月20日生)	1965年3月 当社創立代表取締役社長就任 (現任)	925千株
	取締役候補者とした理由	大村日出雄氏は、大村紙業㈱の代表取締役として長年に亘って経営に携わり、当社の経営全般を統括し、経営の重要事項の決定及び業務の執行等、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	まさやまみつひと 牧山光人 (1948年7月14日生)	1993年9月 当社常務取締役就任 1997年6月 管理部長就任 2006年8月 営業本部長就任 2013年6月 専務取締役営業本部長就任 (現任)	46千株
	取締役候補者とした理由	牧山光人氏は、会社全般の経営、主に営業部門を統括しております。当社専務取締役として豊富な経験と実績を有しております、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	やまとかずひこ 八巻和彦 (1961年9月11日生)	2004年6月 当社管理部総務課課長 2007年6月 管理部次長 2010年7月 管理部部長就任 2013年6月 取締役管理本部長就任 (現任)	1千株
	取締役候補者とした理由	八巻和彦氏は、管理部門、経営企画部門を歴任し豊富な経験と実績を有しております。現在、管理本部長として、会社全般の管理を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	ひのかずひこ 日野一彦 (1954年10月29日生)	1996年8月 当社大阪事業部長就任 2006年8月 湘南事業部長就任 2011年7月 千葉事業部長就任 2013年6月 取締役千葉事業部長就任 (現任)	4千株
	取締役候補者とした理由	日野一彦氏は、生産部門、営業部門を歴任し、豊富な経験と実績を有しております、現在、千葉事業部長も兼任し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	すずきたかあき 鈴木孝明 (1946年9月20日生)	1980年3月 税理士鈴木孝明事務所所長就任 (現任) 2015年6月 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 税理士鈴木孝明事務所所長	—
	社外取締役候補者とした理由	鈴木孝明氏は、長年に亘る税理士としての経験から幅広い見識を有しております、当社社外取締役としての職務を果たしております。適切な人材として判断しております、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 当社と取締役候補者大村日出雄氏との関係において、当社は本社・湘南事業部・包装設計デザイン研究所及び大阪事業部の土地・建物の賃借をしております。
2. 取締役候補者大村日出雄氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3. 取締役候補者鈴木孝明氏は、税理士鈴木孝明事務所所長をしており、当社の顧問税理士であります。
4. 鈴木孝明氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木孝明氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって5年となります。
6. 鈴木孝明氏を、社外取締役候補者とした理由は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております、取締役として会社経営の経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 鈴木孝明氏は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものでございます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	※ あおたこうぞう 青田孝三 (1948年1月16日生)	2006年7月 釜石税務署長 2007年7月 同退任 2007年9月 税理士事務所開設（現任） 2008年6月 当社顧問就任（現任）	—
2	すがわらむねお 菅原宗男 (1945年2月24日生)	2001年7月 町田税務署特別国税調査官 2003年7月 同退任 2003年9月 税理士事務所開設（現任） 2008年6月 当社社外監査役就任（現任）	—
3	せきやたかし 関谷隆 (1945年10月6日生)	2004年7月 厚木税務署長 2005年7月 同退任 2005年9月 税理士事務所開設（現任） 2008年6月 当社社外監査役就任（現任）	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 青田孝三氏につきましては、当社の顧問を長年にわたり歴任され、税理士の資格も有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております、客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。
4. 菅原宗男および関谷 隆の両氏は、社外監査役候補者であります。
5. 菅原宗男および関谷 隆の両氏につきましては、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、両氏は過去に社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
6. 菅原宗男および関谷 隆の両氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年になります。
7. 当社は、菅原宗男および関谷 隆の両氏を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として届け出しております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます花田豊氏に対し、在任中の勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次の通りであります。

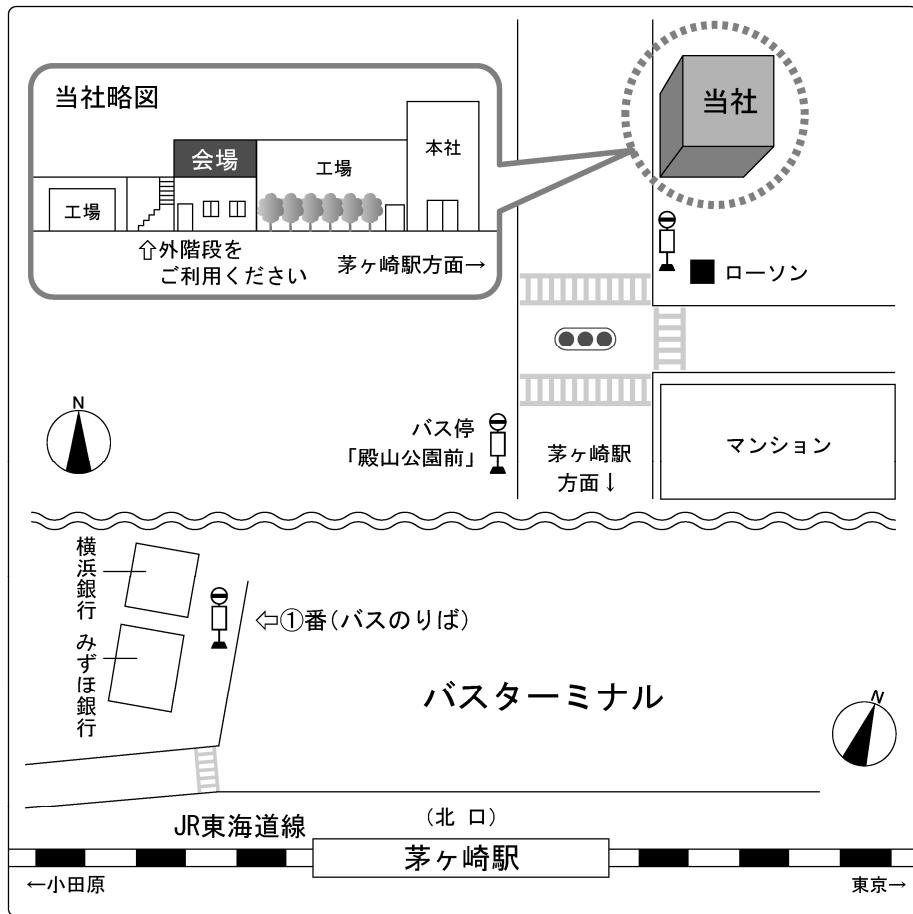
ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴	所持する 当社株式の数
はなだゆたか 花田 豊 (1951年8月25日生)	2001年6月 常勤監査役就任(現任)	—

以上

メモ

株主総会会場ご案内図

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
当社 包装設計デザイン研究所 2階 会議室
TEL 0467(52)1032



[交通]

J R 東海道線「茅ヶ崎駅」下車（北口）

神奈川中央バス①番のりばより

「湘南ライフタウン」「文教大学」「湘南台駅」行きいずれかに乗車、
約15分「殿山公園前」下車、徒歩1分